主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意について。

しかし、憲法の精神に反することに名を籍りて、量刑不当の主張をすることは、 上告適法の理由とならないところである。

よつて刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従つて主文のとおり判決する。 この判決は全裁判官一致の意見である。

検察官 十蔵寺宗雄関与

昭和二五年八月九日

最高裁判所第二小法廷

義	直	崎	塚	裁判長裁判官
_	精	Щ	霜	裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
ŔΚ	Л	Ħ	藤	裁判官